

# 令和8年度「売れる商品づくり事業」 提案競技仕様書

## 1. 委託業務名

令和8年度「売れる商品づくり事業」

## 2. 目的

県内に事業拠点を有する食品・伝統工芸品等の加工又は製造事業者（以下、「県内事業者」とする）を対象に、経営戦略から商品のブランディング及び商品提案に関する支援を実施し、県内事業者の魅力ある新商品の開発又は既存商品のブラッシュアップを行うことで全国に通用する「売れる商品」を生み出すとともに県内事業者の商品提案力向上を図る。

## 3. 業務委託の期間・委託料

### (1) 契約期間\*

契約締結日から令和9年3月31日

\*契約締結日は、令和8年4月1日以降を予定。

また、この企画提案募集は、令和8年度当初予算成立を前提とした年度開始前の事前準備手続であり、予算成立後に効力が生じるものとし、島根県議会において令和8年度当初予算が否決された場合は、契約を締結しないこととする。

### (2) 業務委託料

14,872千円（消費税等含む）を上限とする。

## 4. 業務委託の内容

県内事業者を対象に以下の業務を実施すること。

なお、業務の実施においては、県と十分に協議の上、進めること。

### (1) 講座

経営戦略や商品のブランディング及び商品提案力の向上に関する講座を開催し、売れる商品づくりに向けた支援を行うこと。また、参加事業者の一部については(2)展示商談会出展支援を行うこと。

#### ① 内容

ア 魅力ある商品の開発や既存商品のブラッシュアップに必要な経営戦略、ブランディング等に加え参加事業者の主体的な販路開拓に必要な商品提案力強化につながる講座を複数回企画すること。

イ 講座は複数回を一貫して受講することで本事業の目的を達成できるパッケージとすること。

- ウ 講座各回終了後、参加事業者へ適宜フォローアップを行うこと。
- エ 講座最終回は、参加事業者による成果発表会とすること。
- オ 発表会終了後、参加事業者の成果品を評価し、順位付けを行うこと。  
なお、審査員・審査基準等は県と協議の上、決定すること。

#### ② 参加事業者の募集・選定

- ア 講座参加者の募集にあたっては、本事業の目的や講座概要に関する説明会を開催すること。
- イ 講座の参加事業者数は食品等製造事業者 1~4 社程度、伝統工芸品等製造事業者 3 社程度とし、県と協議の上、決定すること。
- ウ 説明会、講座の参加者は県及び受託者が募集し、とりまとめは受託者が行うこと。
- エ 受託者は、説明会及び講座の募集チラシを作成し 1,000 部程度印刷すること。

#### ③ 開催方法

- ア 説明会は対面・オンライン併用で実施し、後日アーカイブ配信を行うこと。
- イ 講座は全て対面にて実施し、後日アーカイブ配信を行うなど、参加事業者が復習できるようにすること。
- ウ 講座は座学のほか、グループワーク等、参加事業者の主体的な意見交換の場となるようにすること。
- エ 講座各回終了後のフォローアップは、オンラインなどで対応すること。
- オ 説明会の会場は松江市内または出雲市内（60 名程度を想定）、講座の会場は出雲市内とする。  
会場及び設備は、原則受託者が確保し利用料を負担することとするが、利用可能日や収容人数、設備等の開催条件を満たす場合は県と協議の上、県が管理する施設を利用することとする。

#### ④ 開催期間

- ア 説明会は受託者決定後、県と協議の上、決定すること。
- イ 講座は(2)に記述する展示商談会の出展申込期日に間に合うよう、県と協議の上、決定すること。

#### ⑤ 受講料

本講座実施に係る参加事業者の受講料は、県が徴収する。受託者は、本講座（説明会を含む）実施にあたっては、参加事業者から受講料等は徴収しない。

### (2) 展示商談会の出展支援

発表会終了後、評価結果に基づき選出された 5 社程度に対し、下記要件を満たす展示商談会への出展手続きとブースの設営・装飾、撤去等の業務を行うこと。

#### ① 展示商談会の要件

- ア 大都市圏で開催されること。
- イ 1 開催につき、100 社以上の出展実績があること。
- ウ 1 開催につき、2000 人以上のバイヤーの来場実績があること。
- エ 食品、伝統工芸品等が出展可能なこと。

② ブース

商品の陳列および商談を行うために十分なスペースを確保すること。

③ 出展者及び主催者との調整・連絡

ア 展示商談会の主催者と連絡・調整し、必要手続き及び飲食物の取り扱い、電気・水道工事、装飾、レンタル備品等を含む各申請書・申込書等の展示商談会に関する情報を把握し、必要に応じ、出展者へ案内・照会し、とりまとめの上、主催者等へ提出すること。

イ その他、主催者から提供されない装飾、レンタル備品、電気・水道工事等の出展に必要な要望が出展者からあった場合には、県と協議の上、対応すること。

ウ 出展者からの質疑があった場合、県及び主催者に随時協議・確認し、対応すること。

④ 出展費用

ア 展示商談会出展に係る出展料及び標準的な備品等の費用は、委託契約金額に含むこと。

イ ③イに記述する出展事業者からの要望に係る費用負担については、県と協議の上、決定すること。

(3) 個別支援

令和7年度に実施した「経営とブランディング講座」受講後、引き続き売れる商品づくりに取り組む事業者で希望する者を対象に個別課題に応じた支援を実施する。

① 内容

ア 事業者の個別課題に対し、売れる商品となるようアドバイス等を行う支援を複数回実施する。なお、必要に応じ、講座で取り扱う経営戦略などについても助言して構わない。

イ 各回終了後、適宜フォローアップを行うこと。

ウ 個別支援の目標は、下記のとおりとする。

- ・事業者が自走して商品づくりに取り組めるようになること。
- ・個別支援を受けた商品の島根県産品展示商談会（2027年3月開催予定）への出品

② 参加事業者の募集・選定

ア 受託者は、R7年度「経営とブランディング講座」受講事業者に対し広く周知すること。R7年度受講者の情報は県から提供する。

イ 支援事業者は、食品等製造事業者及び伝統工芸品等製造事業者で計3社程度とし、県と協議の上、決定する。

ウ 支援希望事業者のとりまとめは受託者が行うこと。

③ 実施方法

ア 受託者と参加事業者の1対1の対面方式で実施し、各回終了後のフォローアップは、オンライン等により適宜対応すること。

イ 各回の会場については、県と協議の上、決定する。利用料は原則受託者が負担することとするが、利用可能日や収容人数、設備等の条件を満たす場合は、県と協議の上、県が管理する施設を利用できることとする。なお、事業者の了承が得られる場合は、先方事業所などで実施する回を設けても構わない。

#### (4) 期間

島根県産品展示商談会（2027年3月開催予定）への出品が間に合う期間で実施すること。なお、島根県産品展示商談会の開催日程に変更があった場合は、県と協議の上、期間を変更する。

#### (5) 参加費用

本個別支援実施に係る参加事業者の参加料は、県が徴収する。受託者は、本個別支援実施にあたっては、参加事業者から参加料等は徴収しない

#### (6) 業務に関する総括的事項

##### ア 事業実施体制

本事業の実施にあたり、受託者は食品・伝統工芸品等の経営戦略、ブランディング等の魅力ある商品づくり及び商品提案、販路拡大に関する相当程度の知識を有すること。

##### イ 実施計画書の提出

受託者は、契約締結後速やかに、本業務の実施体制・業務内容・年間事業計画等を記載した実施計画書を県に対し提出すること。

また、計画を変更しようとする場合には、速やかに県の承認を受けること。

##### ウ 実施状況報告書の提出

受託者は、講座各回終了後速やかに、県へ講座内容等について報告書を提出すること。

##### エ 中間報告の実施

受託者は、全講座の半分程度の課程を完了した時点で、県へ中間報告を実施すること。

##### オ 業務の実績報告書の作成

受託者は委託業務完了後、速やかに以下の内容を記載した委託業務完了報告書を提出すること。

##### ア 実施内容

イ 作成した広報物のまとめ等

ウ 実施内容の詳細がわかる資料（写真等）

エ 実施内容の成果がわかる資料（各県内事業者の成果品及び展示商談会の商談結果等）

(7) 業務の成果指標及び数値目標

上記の業務を実施するにあたり、その成果指標及び数値目標を次のとおり定める。

ア 開発された「売れる商品」の数

計 20 品目以上

イ 開発された「売れる商品」の展示商談会での成約額・見込み額の合計金額

計 2,560 千円以上